

石川県公報

令和4年3月15日

第13490号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (長寿社会課)	1
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同)	2
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	2
○保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	2
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	5
選挙管理委員会	
○参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るための説明会の開催	5
○参議院選挙区選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見放送の回数	6
○参議院選挙区選出議員選挙において手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者	6

告 示

石川県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771400858	株式会社ヴァイン	つるのむら 河北郡内灘町字鶴ヶ丘二丁目597番	訪問介護	令和4年 1月31日

石川県告示第88号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
形成外科	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4	島田 良浩	令和4年3月4日
内科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	正木 康史	〃
〃	〃	〃	藤田 義正	〃
〃	〃	〃	山田 和徳	〃
〃	二ツ屋病院	かほく市二ツ屋ソ72番地	西村 勇人	〃
神経内科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	朝比奈正人	〃
〃	〃	〃	内田 信彰	〃
小児外科	〃	〃	田村 亮	〃

〃	〃	〃	廣谷 太一	〃
〃	〃	〃	安井 良僚	〃
外科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	藤本 悟	〃
整形外科	〃	〃	青木 裕	〃
小児科	〃	〃	西田 圭吾	〃

石川県告示第89号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
循環器内科	特定医療法人社団 勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	福田 敦夫	令和3年12月31日
耳鼻咽喉科	医療法人社団 岩脇医院	羽咋市市場町市場2番地	岩脇 昭	令和4年1月14日
内科	医療法人社団芙蓉会 ニツ屋病院	かほく市ニツ屋ソ72番地	川原 弘	令和4年1月31日
外科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	竹中 哲	令和3年3月31日
整形外科	〃	〃	長谷川和宏	令和3年9月30日

石川県告示第90号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、令和4年3月15日次のとおり指定した。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	氏名
第1210号	森 芽具美

石川県告示第91号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町石動山石動山1の1

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳳珠郡能登町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第92号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和4年3月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
合同会社ツナギメ	金沢市泉野出町一丁目4番22号	能美市松が丘1-14	令和4年3月7日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第28号

令和4年4月24日執行予定の参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次のとおり説明会を開催する。

政党その他の政治団体、立候補予定者及びその他の関係者で出席希望の方は、あらかじめ本委員会事務局(石川県総務部市町支援課内)あて申込みの上、当日参集されたい。

令和4年3月15日

石川県選挙管理委員会

1 日 時

令和4年3月22日(火)午前10時

2 場 所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室(行政庁舎11階)

石川県選挙管理委員会告示第29号

参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者1人当たりの政見放送回数は、次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を告示される参議院議員の選挙から適用する。

なお、令和元年6月26日付け石川県選挙管理委員会告示第67号は、これを廃止する。

令和4年3月15日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

テ レ ビ ジ ョ ン 放 送		ラ ジ オ 放 送	
基幹放送事業者名	回 数	基幹放送事業者名	回 数
北 陸 放 送 株 式 会 社	1	北 陸 放 送 株 式 会 社	1
石 川 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	1		
北 陸 朝 日 放 送 株 式 会 社	1		

石川県選挙管理委員会告示第30号

参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第8条第7項の規定による手話通訳を付して候補者等の政見を録画する放送事業者を次のとおりとし、この告示の日以後初めてその期日を告示される参議院議員の選挙から適用する。

令和4年3月15日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

日本放送協会金沢放送局
北陸放送株式会社
石川テレビ放送株式会社
北陸朝日放送株式会社